

木材市売規程

長野県森林組合連合会

- 1 長野県森林組合連合会（以下「連合会」という。）の経営する木材の市売は、この規程により行うものとする。
- 2 本市売出品材は、一般素材、その他原木一切とし、原則として一般入札により販売する。ただし、出荷者と合議のうえ、入札を行わず随意販売する場合がある。
- 3 入札日は、木材センター毎に定める。
- 4 入札者に対する規定は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 入札者は、木材業者、製材業者並びに一般需要者とする。ただし、次の者に対しては、入札を拒否することがある。
 - ア 入札者が、連合会に対する債務について支払義務を怠っているとき。
 - イ 入札者が、差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は整理、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自から整理、和議、会社更生手続の開始、若しくは破産の申立てをした者であるとき。
 - ウ 入札者が自ら振出し、又は引受けた、手形又は小切手につき不渡処分を受ける等の支払停止状態にある者であるとき。
 - (2) 入札の方法は、極積毎の明細表に表示した単位当りの価格により行う。
 - (3) 入札の最高額の札をもって落札とし、同額の場合は、抽選により決定する。ただし、連合会の予定価に達しない時は、落札しない。
 - (4) 入札及び開札は、連合会が指定した時刻及び場所において行う。
 - (5) 入札者は、入札保証金 100,000 円を現金又は小切手で入札開始の時刻までに連合会に納入する。ただし、会員及び森林組合連合会は、これを免除する。落札者は、入札保証金を売買契約保証金に振り替え、最終木材代金完納のとき、売買代金に繰り入れるものとし、不落札者に対しては、入札保証金を返還する。
 - (6) 落札当日、落札者の決定をもって、売買契約締結の手続きが完了したこととする。
 - (7) 落札者は、入札保証金を売買契約保証金に振り替え、落札価格に積込料を加えた代金（以下「売買代金」という。）に充当することができるものとし、不落札者に対しては、入札保証金を返還する。
 - (8) 前(7)による売買契約保証金の売買代金への充当を希望しないで、全額現金を納入する落札者は、前(5)の入札保証金を預入保証金とすることができる。

- (9) 連合会は、落札当日、落札者あてに請求書を発行し、落札者は落札の日から15日以内に現金をもって納付するものとする。
 - (10) 落札物件の搬出期限は、落札の日から20日以内とする。万一この期限内に搬出できないときは、連合会の許可を受けるものとする。ただし、この場合、連合会から請求があったときは、1日1立方メートル当たり40円の保管料を支払うものとする。
 - (11) 物件の引渡しは、代金納入後に行う。
 - (12) 連合会は、落札者が前(9)の指定日までに売買代金を納入しないときは、期日の翌日から支払の日まで年利14.6%の割合による遅滞利息を請求することができる。一以下略一
 - (13) 入札は、現物及び明細書を確認の上行うものとし、落札後における出品材の品質、数量及びその他についての異議の申立ては行うことができないものとする。
 - (14) 落札物件が引取未了の間に天災その他不可抗力によってその物件が毀損又は滅失した場合、連合会は、一切の責任を負わない。
 - (15) 開札は、入札者の面前で行う。
 - (16) 郵便入札の場合は、前(4)、前(5)及び前(7)の規定を適用する。
- 5 木材市売販売の出荷者(以下「出荷者」という。)に対する規定は、次に定めるとおりとする。
- (1) 出荷者は、原則として森林組合とする。
 - (2) 出荷者は、出荷申込書を提出した上で販売取扱要領に基づき出荷する。
 - (3) 出荷者は、納品書へ樹種、適格請求書発行事業者の登録の有無等を記入の上で出荷し、連合会が公正に検知し荷受することをもって、委託販売契約締結の手続きが完了したこととする。
 - (4) 荷受後売渡しまでの出品材の保管については、連合会が責任を負う。ただし、不可抗力により損害を生じた場合は、連合会と出荷者双方協議の上誠意をもって処理するものとする。
 - (5) 委託販売手数料は、会員にあつては、販売代金の5.5%、員外者にあつては7.5%とする。ただし、員外であつて止むを得ない事情があると認められる者については、理事会に諮って当該手数料の率を別に定めることができる。
 - (6) 極積料は、1立方メートル当たり680円以内で理事会が定めた額とし、出荷者負担とする。
 - (7) 連合会は、出荷者に対して落札金額相当額を販売代金として、売買契約締結の日から9日以内に委託販売手数料、極積料等を控除し、現金で支払うとともに精算書を送付する。なお、消費税の取扱いについては、別に定める。

- (8) 集積土場到着までの運賃諸掛り等一切の費用は、出荷者負担とする。
- (9) 入札当日不落出品材又は不契約材については、次回に持越すか、又は出荷者と合議の上連合会において販売する。
- 6 積込料は、1立方メートル当り650円とし、利用者負担とする。積込は、原則として連合会が行う。ただし、落札者が自ら積込を行うことを連合会が認めた場合は、積込料の2分の1に相当する額を利用者負担とする。
- 7 本規程に別段の定めのない事項については、すべて連合会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年8月1日から施行する。
- 2 第4項第4号及び第10号の改正規定は、昭和43年12月1日から施行する。
- 3 第4項及び第5号の改正規定は、昭和44年10月1日から施行する。
- 4 第4項第10号の改正規定は、昭和45年4月20日から施行する。
- 5 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和45年6月1日から施行する。
- 6 第5項第6号の改正規定は、昭和47年10月5日から施行する。
- 7 第6項の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。
- 8 第4項第5号第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。
- 9 第5項第5号の改正規定は、昭和50年6月1日から施行する。
- 10 第4項第1号、第8号、第10号の改正規定は、昭和52年1月1日から施行する。
- 11 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和52年6月1日から施行する。
- 12 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
- 13 第4項第6号の改正規定は、昭和54年1月1日から施行する。
- 14 第5項第6号及び第6項の改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。
- 15 第4項第9号の改正規定は、昭和47年8月1日から施行する。
- 16 第5項第5号の改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 第5項第6号の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 18 第6項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 19 第6項第7号の改正規定は、平成7年1月4日から施行する。
- 20 第4項第6号の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

- 21 第4項第8号、第9号、第10号及び第11号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 22 第4項第11号の改定規定は、平成14年8月2日から施行する。
- 23 第6項の改正規定は、平成15年2月7日から施行する。
- 24 第2項及び第4項1号、5号の改正規定は、平成18年2月7日から施行する。
- 25 第4項第5号の改定規定は、平成22年11月8日から施行する。
- 26 第1項から第7項までの改正規定は、令和元年5月17日から施行する。
- 27 第2項及び第4項から第6項までの改正規定は、令和5年10月1日から施行する。